

## 平成29年度 居住部門 事業計画

### 1, 事業運営基本計画

- (1) 生活支援ハウスとしてのこれまでの経験、実績、活動経緯をふまえ、よりよい入居者の生活環境の整備、地域交流の促進を支援していく。
- (2) 入居者各自の生活上の課題に対して、生活援助員がよりの確かつ迅速に支援できるよう、非常勤職員を一名増員し常勤職員2名、非常勤職員2名の4名配置とする。またその資質向上に努め生活支援ハウス全般の業務へ寄与していけるようにする。

### 2, 重点目標

#### (1) 入居者の生活をより快適にするための環境づくり

1. 竣工10年を超える施設、設備、備品等のメンテナンスを適時行い、入居者に居室及びその設備等をより快適に利用していただけるよう努める。
2. 入居者同士の親睦交流がより円滑に行われる場の提供の計画に当たり、入居者の参加を得て実施する。
3. 入居者同士がお互いの生活に対して過剰に干渉しないこと等、ハウス内の自然で自由な生活上のルールが守られていくよう支援していく。

#### (2) 交流を促進していくための地域との連携づくり

1. 入居者が地域交流や社会参加をより円滑に行うことができるよう、コミュニティーセンター等との連携を図り、行事情報などを収集し、行事会場や集合場所への送迎等、参加しやすい支援を行う。
2. 地域に開かれた施設をめざし、地域交流スペース(2階ホール)の有意義な活用と、生活援助員の地域行事への積極的な参加を通じた住民との交流によって施設の存在意義を高める。
3. 社会福祉士等の実習を受け入れ、福祉の次の担い手の育成に協力する。

#### (3) 生活援助員による生活上の支援体制づくり

1. 生活援助員は、その職務内容についてより習熟するよう努める。
2. 生活援助員は、毎月1回行われる居住自治会を通じ、入居者の生活上の希望、要望、苦情などを聴取し、個々の生活相談にはより積極的に対応する。
3. 生活援助員は、入居者が施設に閉じこもりがちにならず、より外部に向けた自立した生活を行うことが出来るよう、定期的な支援を行なう。
4. 生活援助員は、入居者の心身状態に合わせた介護保険サービスや保健福祉サービスの利用手続きの支援と状況に応じ退居についての相談、支援を迅速に行う。
5. 生活援助員は、生活支援ハウス全般の環境整備を行う。

居住部門主任：長谷川美樹